

## 【海草振興局】令和7年度 振興局地域づくり支援事業 (補助事業)の募集を行います

和歌山県では、市町村や民間団体が行う地域の資源を活かした個性豊かで活力ある地域づくり事業に対し、予算の範囲内で支援を行っているところです。

海草振興局管内において令和7年度に実施する地域づくり事業について、下記のとおり要望書の受付を行います。(事業の詳細は別紙『令和7年度和歌山県振興局地域づくり支援事業(補助事業)の募集概要』を参照ください。)

◆募集期間：令和7年2月20日(木)～3月10日(月)17:00【必着】

◆提出書類：採択要望書(別紙1)

団体概要書(別紙2)

役員等に関する名簿(別記第3号様式)

※様式データは、海草振興局ホームページからダウンロードできます。

◆提出方法：下記メールアドレスにご提出ください。

[e1301141@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e1301141@pref.wakayama.lg.jp)

※本事業の募集は令和7年度当初予算における予算措置を前提としています。予算の成立状況によっては、募集の中止、募集内容の変更を行うことがあります。

(連絡先)

海草振興局

地域づくり部 地域づくり課

担当：中谷

電話：073-441-3373

内線：3373

## 令和7年度和歌山県振興局地域づくり支援事業(補助事業)の募集概要

### 1. 趣旨

海草振興局管内（和歌山市、海南市、紀美野町）において、市町村や民間の地域づくり団体等が行う地域の資源や特色を生かした個性豊かで活力ある地域づくり事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 2. 補助対象者

- ア. 市町村
  - イ. 一部事務組合
  - ウ. 広域市町村圏協議会
  - エ. 広域連合
  - オ. 複数市町村等で構成される団体(等には、県、民間団体を含む)
  - カ. 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体(市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可)
- ※ 申請者又は申請団体の役員が、和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、対象外。

### 3. 対象となるもの

#### (1) 補助対象事業

- ア. 地域文化育成事業・・・地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業
- イ. 地域資源活用事業・・・自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や地域外への情報発信等を行う事業
- ウ. 地域交流事業・・・交流人口の増加を図るためのイベントや住民参加型イベントを実施する事業
- エ. UJIターン促進事業・・・若者のUJIターンを促進するための事業
- オ. 地域情報化推進事業・・・地域住民を対象とした情報化推進事業
- カ. ひとづくり推進事業・・・地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業
- キ. 観光振興事業・・・観光地の魅力アップや観光客の利便性向上につながる事業
- ク. 住民福祉の増進や地域の活性化等 地域振興を図るために知事が特に必要と認める事業

#### (2) 補助対象経費

補助対象経費は以下の表のとおりです。

	経費区分	内容例
1	報酬・謝金・ 旅費・交通費	外部講師及びイベントスタッフへの報酬、謝金、賃金、招へい 及び視察に係る旅費、交通費、宿泊費等
2	需用費・原材料費	消耗品、印刷製本、食糧費、イベント開催に係る資材費等
3	役務費・使用料・ 賃借料	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場使用料、什器レンタル料等
4	委託料	会場設営等委託、デザイン委託、イベント運営委託等
5	備品購入費(※)	事業の実施に直接必要となる最小限度の備品
6	その他	上記以外で特に必要と認められる経費

※備品購入費は上記表の経費区分1～4及び6の合計額の9分の1を上限とします。

団体の運営に使用するものや汎用性のあるもの、団体外からの借用が容易なものは補助対象となりません。

#### 4. 補助期間、補助率及び補助限度額

- (1) 補助期間 補助金の交付決定があった日から当該年度の3月31日まで。
- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。(審査の結果、補助率が2分の1以下となることがあります。)
- (3) 補助限度額 100万円  
※予算額の都合により、補助額が申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

#### 5. 補助対象外となるもの

- (1) 補助対象外事業
- ア. 国又は県の他の補助金の交付を受けている事業
  - イ. 施設整備等のハード事業
  - ウ. 補助対象経費が10万円未満の事業
  - エ. 営業活動として行われる事業
  - オ. 今後の事業の継続性や事業効果の持続性が認められない事業
  - カ. 特定の団体、会員、個人のみを対象とし、排他的に行われる事業
  - キ. 以前から定例・慣例的に実施されているもので、新たな要素を取り入れていない事業
- (2) 補助対象外経費等
- ア. 各種団体や施設等に係る運営経費については、補助対象としない。

- イ. 本概要「2. 補助対象者」のアからエまでの補助対象者にあつては、事業実施に伴い充当される分担金、負担金、補助金及び指定寄付金は、補助対象経費から控除する。
- ウ. 補助の対象となるのは、補助金交付決定（令和7年4月上旬頃を予定）後に着手する事業の経費とし、交付決定の前に発生した費用については、原則補助対象としない。なお、事業は令和8年3月31日までに完了すること。
- エ. 団体構成員に対する人件費、謝礼金、食料費については、補助対象としない。
- オ. 補助事業の目的遂行に認められない経費 及び 一般的に合理的と認められる範囲を超える経費については、原則として補助対象としない。

## 6. 申込方法

(1) 要望書受付期間 **令和7年2月20日（木）～ 3月10日（月） 17:00【必着】**

(2) 提出様式

- ・採択要望書(別紙1)
- ・団体概要書(別紙2)
- ・役員等に関する名簿(別記第3号様式)
- ・その他事業の詳細が分かる資料

※ 様式データは、海草振興局ホームページからダウンロード可能です。

URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130100/chiikisienhojo.html>

(3) 提出方法 下記メールアドレスにご提出ください。

メール e1301141@pref.wakayama.lg.jp

(4) 問い合わせ先 海草振興局地域づくり部地域づくり課（担当：中谷）

メール e1301141@pref.wakayama.lg.jp

電話番号 073-441-3373（直通）

FAX 073-432-7837

## 7. その他

- (1) 審査にあたり、事業内容を詳しくお伺いする場合があります。
- (2) 内容を審査の上、審査結果（採択・不採択）については書面で通知します。
- (3) 本事業の募集は令和7年度当初予算における予算措置を前提としています。予算の成立状況によっては、募集の中止、募集内容の変更を行うことがあります。